

## ○第二種製造事業承継届（冷凍則）

### 根拠法令

- ・ 法第10条の2                      冷凍則第10条の2

### 適用

- ・ 第二種製造者について、その事業の全部を譲り渡し、又は相続、合併若しくは分割（事業の全部を承継させるものに限る）があった場合

### 必要書類

1. 第二種製造事業承継届書（冷凍則様式第3の2）
2. 個人の場合
  - ・ 相続の事実を証する書面  
（相続人が2人以上ある場合は、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）
  - ・ 被承継者に関する戸籍謄本
3. 法人の場合
  - ・ 合併又は分割の事実を証する書面（登記簿謄本等）
  - ・ 譲り渡しの事実を証明する書面（契約書の写し等）
4. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）